

日本維新の会国会議員団規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本維新の会国会議員団と称し、東京都に事務所を置く。

(目的)

第2条 本会は、政党「日本維新の会」の支部として、同党の基本理念に則り、同党の掲げる政策の実現を図ることを目的とする。

第2章 会員

(会員)

第3条 本会は、政党「日本維新の会」の党员である国会議員を会員とする。

2 会員の入会、脱会は、第12条で定める役員会の承認を得る。

第3章 議決機関

(両院議員総会)

第4条 本会の最高議決機関は、両院議員総会とする。

2 両院議員総会は、本会に所属するすべての国会議員で構成する。

3 両院議員総会に、両院議員総会長を置く。

4 両院議員総会長は、両院議員総会において選出する。

5 両院議員総会長は、両院議員総会の議長を担う。

6 両院議員総会長は、必要に応じて、会員のうち若干名を両院議員総会副会長に指名することができる。

7 両院議員総会は、毎年1月に開催する定期総会及び臨時総会とし、年間活動計画、決算・予算、規約改正その他の重要事項を審議決定する。

8 両院議員総会は、第5条で定める本会代表（以下「代表」という。）の要請により両院議員総会長が招集する。

9 所属議員の3分の1以上からの招集の要請があったときは、その要請があった日から起算して7日以内に両院議員総会を開会する。

10 両院議員総会は、構成員の2分の1以上の出席により成立する。その議事は、両院議員総会長を除く委任状を含む行使された議決権の過半数で決し、可否同数のときは、両院議員総会長の決するところによる。

11 両院議員総会の運営等に関して必要な事項は、役員会が定める。

第4章 執行機関

(代表)

第5条 本会は、党規約第7条の党代表（以下「党代表」という。）を代表とする。ただし、党代表が会員ではないときは、両院議員総会において会員から代表を選出する。

- 2 代表の任期は、前項本文により選出されたときは党代表である間とし、ただし書により選出されたときは2年とする。その再任を妨げない。
- 3 代表は、本会の最高責任者であり、会務を統括する。
- 4 両院議員総会において代表を選出する方法は、役員会においてこれを定める。
- 5 第1項ただし書により選出された代表の任期中において、会員が党代表に就任したときは、第2項の任期にかかわらず、直ちに代表を交替するものとする。また、任期中途中で代表が欠けた場合、両院議員総会において選出する。

(副代表)

第6条 本会に、副代表若干名を置くことができる。

- 2 副代表は、代表を補佐する。
- 3 副代表は、代表が選任し、両院議員総会の承認を得る。

(代表補佐)

第7条 本会に、代表補佐を置く。

- 2 代表補佐は、代表の活動である日程の決定、随行、広報、会見等を統括する。
- 3 代表補佐は、会員の中から代表が選任し、両院議員総会の承認を得る。
- 4 代表補佐は、第2項業務の遂行に必要な役職者を役員会の承認を得て選任することができる。
- 5 代表補佐は、必要に応じて、会議を招集することができる。

(幹事長)

第8条 本会に、幹事長を置く。

- 2 幹事長は、代表を補佐し、本会の運営及び国会活動を統括する。
- 3 幹事長は、会員の中から代表が選任し、両院議員総会の承認を得る。
- 4 幹事長は、幹事長代理、副幹事長その他会務遂行に必要な役職者を選任することができる。
- 5 幹事長は、必要に応じて、役職者等の連絡調整のための会議を招集することができる。

(政務調査会長)

第9条 本会に、政務調査会長を置く。

- 2 政務調査会長は、本会の政策活動を統括する。
- 3 政務調査会長は、会員の中から代表が選任し、両院議員総会の承認を得る。
- 4 政務調査会長は、政務調査会長代行その他必要な役職者を役員会の承認を得て選任することができる。

5 政務調査会長は、必要に応じて、会議を招集することができる。

(国会対策委員長)

第10条 本会に、国会対策委員長を置く。

2 国会対策委員長は、本会の国会活動を統括する。

3 国会対策委員長は、会員の中から代表が選任し、両院議員総会の承認を得る。

4 国会対策委員長は、国会対策委員長代行を役員会の承認を得て選任することができる。

5 国会対策委員長は、必要に応じて、会議を招集することができる。

(代議士会)

第11条 本会に所属衆議院議員で構成する代議士会を置き、代議士会長その他必要な役員を置くことができる。

2 前項の役員は、構成議員の互選により選任するものとし、役員会の承認を要する。

(参議院会)

第12条 本会に所属参議院議員で構成する参議院会を置き、参議院会長、参議院幹事長、参議院国会対策委員長その他必要な役員を置くことができる。

2 前項の役員は、構成議員の互選により選任するものとし、役員会の承認を要する。

(役員会)

第13条 本会の執行に関する事案を審議決定するために、役員会を置く。

2 役員会は、幹事長が主宰する。

3 役員会は、代表、副代表、幹事長、代表補佐、政務調査会長、総務会長、国会対策委員長、代議士会長、参議院会長その他幹事長が必要と判断する役職者で構成する。

(会務執行のための機関)

第14条 会務を執行する機関として、広報局、学生局、ダイバーシティ推進局を置く。

2 各機関の長は、会員の中から幹事長が選任し、両院議員総会の承認を得る。各機関の役職者に関しては、その長が会員の中から選任し、役員会の承認を得る。

3 各機関の長は、次の各号に定める職務を遂行する。

一 広報局長は、本会の広報、宣伝活動を統括する。

二 学生局長は、学生に関する党活動を統括する。

三 ダイバーシティ推進局は、ダイバーシティ推進に関する活動を統括する。

4 幹事長は、特に必要と判断するときは、役員会の同意を得て、その他必要な機関を設けることができる。

(顧問)

第15条 本会に、顧問その他の役職を置くことができる。

2 顧問等は、役員会の同意を得て、代表が委嘱する。

第5章 党紀

(党紀の遵守)

第16条 本会は、会員の倫理の確保に向け、倫理規範の意識の涵養に努めるとともに、会員に日本維新の会党紀規則第2条に規定する倫理規範に反する行為があった場合は、厳正に対処する。

- 2 役員会の党紀に関する諮問機関として、党紀委員会を置く。代表は、役員会の同意を得て、党紀委員を委嘱し、うち1名を党紀委員長とする。

(処分)

第17条 役員会は、会員において倫理規範に反する行為があったと判断した場合、以下の各号に掲げる処分を行う。

- 一 幹事長による注意
- 二 役員会による嚴重注意
- 三 本会の役職の一定期間の停止又は解任
- 四 国会及び政府の役職の辞任勧告
- 五 本会離脱の勧告
- 六 本会除籍

(役員会の手続)

第18条 幹事長は、会員が倫理規範に反する行為を行ったと思われる場合は、速やかに調査を行い、必要な処分について役員会に諮るものとする。

- 2 幹事長は、特に必要と判断する場合、党紀委員会の意見を求めることができるものとし、併せて前項の調査を同委員会に委任することもできるものとする。

(党紀委員会の手続及び運営)

第19条 党紀委員長は、幹事長から意見を求められた場合、党紀委員会を速やかに招集しなければならない。

- 2 党紀委員会は、意見を求められた事案に関し、自ら関係者の意見を聴取する等の調査を行い、中立かつ公正な判断を行わなければならない。
- 3 党紀委員長は、過半数の委員から招集を求められた場合、党紀委員会を招集しなければならない。
- 4 党紀委員会は、委員の2分の1以上の出席により成立し、その議案は出席委員の過半数によって決する。議案に対し可否同数のときは、党紀委員長の決するところによる。

(本人弁明及び不服の申立て)

第20条 処分を行うにあたり、本人から請求があったとき、弁明の機会を与えなければならない。

- 2 処分に不服のある者は、役員会に対し、処分に係る通知を受けた日から1週間以内に、不服の理由を明らかにした書面をもって再審査の申立てを行うことができる。
- 3 処分にかかる不服の申立てを受けたときは、党紀委員会の意見を聴かなければならない。

第6章 会計及び予算

(財務)

第21条 本会の経費は、立法事務費、政党交付金、会費、寄附、事業収入その他収入をもって充てる。

(会計年度等)

第22条 本会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

- 2 役員会は、前年度の決算と当該年度の予算について、両院議員総会に報告し、承認を得なければならない。

(会計監査)

第23条 本会に会計監査人を若干名置くこととし、役員会の同意を得て、代表が委嘱する。

第7章 補則

(解釈と運用)

第24条 本規約に規定されていない事項、本規約に関する解釈及び運用については、役員会が決定する。

附則

本規約は、平成27年12月24日から施行する。

本規約は、改定後平成28年8月1日から施行する。

本規約は、改定後平成28年8月23日から施行する。

本規約は、改定後平成30年6月15日から施行する。なお、改定後の第5条第1項中の党規約引用条番号については平成29年3月25日から適用する。

本規約は、改定後令和3年11月30日から施行する。

本規約は、改定後令和4年9月7日から施行する。

本規約は、改定後令和5年6月21日から施行する。

本規約は、改定後令和6年1月26日から施行する。